お客さまへ重要なお知らせです。

2023 年 10 月
株式会社　滋賀銀行

2019 年買付分のジュニア NISA 非課税期間満了にともなう手続きのご案内

現在、ジュニア NISA 口座にてお預りしている投資信託のうち、2019 年買付分については本年末をもって 5 年間の非課税期間の満了を迎えます。つきましては、下記のいずれかをご選択いただき、期日までにお手続ください。

なお、2024 年施行予定の新 NISA 制度により、昨年までの非課税期間満了にともなう手続きの内容と異なりますのでご注意ください。

2024 年 1 月 1 日時点で 18 歳未満のお客さま

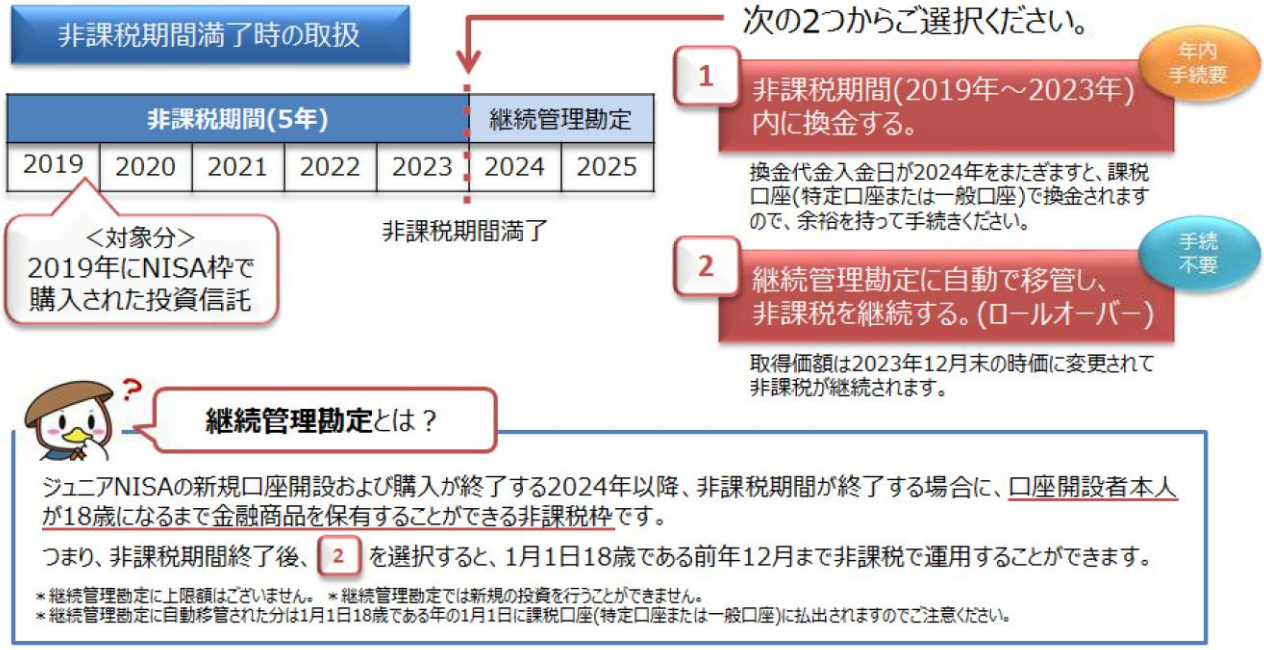

● 手続きについて

上記で選択いただいた番号にもとづき、期日までに手続きください。

1　非課税期間(2019年～2023年)内に換金する。　年内手続要

◆店頭にて換金の手続きをお願いします。手続きについてはお取引店へご相談ください。

手続期日　**換金代金入金日（受渡日）が 2023 年内のご注文**

※換金代金入金日はファンドによって異なります。

※年末はファンド休場日が増加します。余裕をもって手続きください。

2 継続管理勘定に自動で移管し、非課税を継続する。(ロールオーバー)

手続不要

◆手続きは不要です。
◆ただし、以下の留意事項にご注意ください。

＜留意事項＞

■非課税期間を満了する年の翌年１月１日時点でお客さまが 18 歳未満の場合は継続管理勘定へ自動で移管されますが、該当する NISA 口座が当行にない場合はロールオーバーできません。
■ロールオーバーされる公募株式投資信託の時価が年間のジュニア NISA 口座非課税枠(80 万円)を超えていても、全額ロールオーバーすることができます。
■ロールオーバーされた公募株式投資信託は、１月１日 18 歳である前年まで非課税で運用することができます。

●お問合せについて

お取引店の窓口へご連絡ください。
（窓口）午前９時～午後３時、（電話）午前９時～午後５時、（休業日）土日祝

お取引店の
電話番号はこちらから

以上